

会員の資格及び権利に関する内規

内規第 D-2-1 号

平成 23 年 8 月 12 日

改定 1 平成 26 年 11 月 10 日

改定 2 平成 29 年 11 月 10 日

改定 3 2026 年 3 月 25 日

(会員の資格、権利および義務)

第 1 条 本内規は、「規程第 A-1 号」第 2 条に規定する会員の資格、権利及び義務について定める。

(名誉会員)

第 2 条 名誉会員は原則として、推薦される事業年度の開始日において、70 歳以上かつ 10 年以上正会員を継続しており、さらに以下のいずれかの要件を満たす者の中から指名する。

- (1) 日本保健物理学会会長の経験者であること。
- (2) 学会の役員、常設委員会委員長、臨時委員会委員長、専門研究会主査等を通算 5 年以上務めた経験があること。
- (3) 保健物理学にかかる学術的功績、もしくは社会的功績が顕著で、引き続きその知識及び経験を学会に活かすことが望ましい者。

第 3 条 理事及び監事は推薦理由を付し、名誉会員候補者を代表理事へ推薦することができる。

第 4 条 代表理事は、推薦された者の中から名誉会員を、理事会の審議により決定し、指名する。

第 5 条 代表理事は決定された名誉会員候補者を総会において報告する。

第 6 条 名誉会員は、年会費、研究発表会参加費、企画行事参加費等は免除される。役員の選挙権及び被選挙権は有しない。

第 7 条 改定 3 の施行日以前における名誉会員及び特別会員は、名誉会員とする。

(定期購読会員)

第 8 条 定期購読会員は、役員の選挙権及び被選挙権は有しない。

第 9 条 定期購読会員の研究発表会での発表及び学会誌への投稿はできない。

第 10 条 定期購読会員は、メーリングリストによる情報提供は行わない。

付則 本内規は、平成 23 年 8 月 12 日から施行する。

付則 改定 1 は、平成 26 年 11 月 10 日から施行する。

付則 改定 2 は、平成 29 年 11 月 10 日から施行する。

付則 改定 3 は、2027 年 4 月 1 日から施行する。